

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2023年 5月 26日

愛知県知事 殿

提出者 〒550-0013

住 所 大阪府大阪市西区新町1-33-8

氏 名 エス・エス・アルミ株式会社

代表取締役社長 仲村 嘉員

電話番号 06-6532-3310

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	エス・エス・アルミ株式会社 新城工場
事業場の所在地	愛知県新城市有海字輪出2-19
計画期間	2023年 4月 1日～2024年 3月 31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	23：非鉄金属製造業
② 事業の規模	2022年度出荷額：80億円
③ 従業員数	78名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	アルミニウム合金製造 ・特定有害ばいじん 前炉への原料投入・溶解=>排ガス=>炉前集塵機=>炉前系ばいじん 燃焼炉への原料投入・溶解=>排ガス=>燃焼系集塵機=>燃焼系ばいじん ・特定有害廃アルカリ・有害汚泥 溶解後の塩素処理=>排ガス=>塩素系集塵機=>集塵機排ガス=> 塩素排ガス洗浄設備（苛性ソーダ溶液噴霧）=>pH自動管理=>廃アルカリ 及び汚泥

(日本工業規格 A列4番)

(第2面—1)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

事業部門安全環境対策推進室

工場長 (廃棄物処理総括責任者)

工務S課長 産業廃棄物管理責任者

特別管理産業廃棄物管理責任者

産業廃棄物発生施設技術管理者

工務S課員 産業廃棄物発生施設技術管理者

* S : セクション

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（2022年度）実績】「別紙のとおり」				
	特別管理産業廃棄物の種類	特定有害ばいじん	特定有害廃アルカリ		
	排 出 量	146 t	213 t		
(これまでに実施した取組)					
<ul style="list-style-type: none"> ・特定有害ばいじん 各集塵機設備の管理体制を維持するとともに、安定稼働体制を進めばいじん発生量の低減を図っている。 ・特定有害廃アルカリ 新設備の安定稼働を図った結果、当初の廃液発生予想量の2倍となっている。 					
② 計画	【目標】 「別紙のとおり」				
	特別管理産業廃棄物の種類	特定有害ばいじん	特定有害廃アルカリ		
	排 出 量	140 t	200 t		
(今後実施する予定の取組)					
<ul style="list-style-type: none"> ・特定有害ばいじん 半導体等の影響により、今後の生産量は依然不透明であるが各集塵機設備の管理体制を継続する。 ・特定有害廃アルカリ 新設備の操業改善を今後も進め、廃液発生量を減らすべく努力する。 					

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・特定有害ばいじんの保管場所を区分し、他の廃棄物とは分別されている。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・現状の方法を継続する。

(第2面—2)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

事業部門安全環境対策推進室

工場長 (廃棄物処理総括責任者)

工務S課長 産業廃棄物管理責任者

特別管理産業廃棄物管理責任者

産業廃棄物発生施設技術管理者

工務S課員 産業廃棄物発生施設技術管理者

* S : セクション

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（2022年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	有害汚泥	—
排出量	7 t	— t

③ 現状

(これまでに実施した取組)

・有害汚泥

新塩素排ガス洗浄設備の稼働により発生したフィルターパレス量で、安定稼働により当初予想量の0.8倍となっている。

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	有害汚泥	—
排出量	7 t	— t

④ 計画

(今後実施する予定の取組)

・有害汚泥

新塩素排ガス洗浄設備の稼働によるフィルターパレスの発生量は前年度並を見込む。

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・特定有害ばいじん保管場所を区分し、他の廃棄物とは分別されている。
-----	---

②計画

(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・現状の方法を継続する。

(第3面-1)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（2022年度）実績】「別紙のとおり」		
	特別管理産業廃棄物の種類	特定有害ばいじん	特定有害廃アルカリ
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・特になし		
② 計画	【目標】 「別紙のとおり」		
	特別管理産業廃棄物の種類	特定有害ばいじん	特定有害廃アルカリ
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・特になし		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（2022年度）実績】「別紙のとおり」		
	特別管理産業廃棄物の種類	特定有害ばいじん	特定有害廃アルカリ
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
② 計画	(これまでに実施した取組) ・特になし		
	【目標】 「別紙のとおり」		
	特別管理産業廃棄物の種類	特定有害ばいじん	特定有害廃アルカリ
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・特になし		

(第3面-2)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（2022年度）実績】		
③ 現状	特別管理産業廃棄物の種類	有害汚泥	—	
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	—	t
		(これまでに実施した取組) ・特になし		
④ 計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	有害汚泥	—	
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	—	t
	(今後実施する予定の取組) ・特になし			

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（2022年度）実績】		
③ 現状	特別管理産業廃棄物の種類	有害汚泥	—	
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	—	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	0 t	—	t
	(これまでに実施した取組) ・特になし			
④ 計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	有害汚泥	—	
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	—	t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	0 t	—	t
		(今後実施する予定の取組) ・特になし		

(第4面—1)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度（2022年度）実績】「別紙のとおり」		
	特別管理産業廃棄物の種類	特定有害ばいじん	特定有害廃アルカリ
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・特になし		
② 計画	【目標】 「別紙のとおり」		
	特別管理産業廃棄物の種類	特定有害ばいじん	特定有害廃アルカリ
	自ら埋立処分を行いう 特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・特になし		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（2022年度）実績】「別紙のとおり」		
	特別管理産業廃棄物の種類	特定有害ばいじん	特定有害廃アルカリ
	全処理委託量	146 t	213 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	146 t	213 t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組) ・特定有害ばいじん及び特定有害廃アルカリについては、『優良認定処理業者』を対象に、全量処理を委託した。			

(第4面—2)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

③ 現状	【前年度（2022年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	有害汚泥	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	— t
	(これまでに実施した取組) ・特になし		
④ 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	有害汚泥	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	— t
	(今後実施する予定の取組) ・特になし		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

② 現状	【前年度（2022年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	有害汚泥	—
	全処理委託量	7 t	— t
	優良認定処理業者への処理委託量	7 t	— t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	— t
(これまでに実施した取組) ・有害汚泥については、『優良認定処理業者』を対象に、全量処理を委託した。			

(第5面—1)

③ 計画	【目標】 「別紙のとおり」		
	特別管理産業廃棄物の種類	特定有害ばいじん	特定有害廃アルカリ
	全処理委託量	140 t	200 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	140 t	200 t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	0 t
電子情報処理組織の 使用に関する事項	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 特定有害ばいじん及び特定有害廃アルカリについては、今後も引き続き『優良認定処理業者』を対象に、全量処理を委託する。		
※事務処理欄	【前年度（2022年度）実績】「別紙のとおり」		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		366 t
(今後実施する予定の取組) 現在、「日本産業廃棄物処理振興センター 情報処理センター JWNET」に加入して、特別管理産業廃棄物（特定有害ばいじん、特定有害廃アルカリ、有害汚泥）を含む産業廃棄物全般にわたり電子マニフェスト化して運用している。 今後も、電子マニフェスト発行・管理による産業廃棄物全般の排出量管理体制を継続して行く。			

④ 計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	有害汚泥	—	
	全処理委託量	7 t	— t	
	優良認定処理業者への 処理委託量	7 t	— t	
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	— t	
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	— t	
電子情報処理組織の 使用に関する事項	(今後実施する予定の取組) 有害汚泥については、今後も引き続き『優良認定処理業者』を対象に、全量処理を委託する。			
	【前年度（2022年度）実績】			
電子情報処理組織の 使用に関する事項	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル 廃棄物を除く。)	366 t		
	(今後実施する予定の取組) 現在、「日本産業廃棄物処理振興センター 情報処理センター JWNET」に加入して、特別管理産業廃棄物（特定有害ばいじん、特定有害アルカリ、有害汚泥）を含む産業廃棄物全般にわたり電子マニフェスト化して運用している。 今後も、電子マニフェスト発行・管理による産業廃棄物全般の排出量管理体制を継続して行く。			
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。